

業務委託契約書(案)

新潟県(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)
とは、令和8年県民健康・栄養実態調査に関する業務(以下「業務」という。)
について、次の条項により委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1)業務の名称 令和8年県民健康・栄養実態調査に関する業務
- (2)業務の内容 別紙「令和8年県民健康・栄養実態調査に関する業務仕様書」
(以下「仕様書」という。)

(委託期間)

第2条 業務の委託期間(以下「委託期間」という。)は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 業務の委託料(以下「委託料」という。)の額は、金 , ,
円とし、うち消費税及び地方消費税の額は、金 , 円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として、金 , 円
を甲の発する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。
- 4 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(目的外使用)

第8条 乙は、業務の内容及び調査結果を他の目的に使用し、又は第三者の利用に供してはならない。

(帳簿等)

第9条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第11条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(成果報告書等の提出)

第12条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書等を甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、前条の報告書等を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、業務の成果が前条の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、

その日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(委託事業の中止等)

第 15 条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除するときは、第 12 条から前条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託事業の変更)

第 16 条 乙は、前条に定める場合を除き、別紙仕様書に記載された委託事業の内容を変更するときは、その旨を文書により甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全であると甲が認めるとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与

していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当すると知りながら、当該当事者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、業務に関して知ることができた個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第20条 乙は、前条に定めるもののほか、業務の実施に当たり知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(著作権等)

第21条 乙が、業務により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

2 前項の規定による権利の継承は、無償とする。

(費用の負担)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角英世

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲へ返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。